

ごみを燃やさないで！



ごみを自分で燃やして処理することは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則禁止されています。

【罰則】

5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金

野外焼却は、迷惑のかかる行為です！！
周辺にお住いの皆さんが快適に生活できるように決まりを守りましょう。

